2024 年 1 月 26 日

2024 年度入学予定者の皆さんへ

関西大学大学院法務研究科
研究科長　下村　正明

# 進級制度の一部変更について

関西大学法科大学院では、法曹養成機関としての責務を果たし、社会から信頼される法科大学院として存続することを目的として、2024 年度入学生から進級制度を一部変更します。

変更後の進級制度の詳細は以下のとおりです。

(1)　1 年次終了時において、1 年次配当必修科目を 20 単位以上修得し、かつ、1 年次配当必修科目の GPA が 1.80 以上でなければ、進級（２年次配当科目の履修）を認めない。

当該年度の共通到達度確認試験の成績が、本研究科が定める判定基準に到達しなかったときも、同様とする。

(2)　2 年次終了時において、2 年次配当必修科目を 24 単位以上修得し、2 年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く。）の GPA が 1.80 以上であり、かつ、1 年次配当必修科目を 26 単位修得していなければ、進級（３年次配当科目の履修）を認めない。

(3)　進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（２年次においては１年次配当必修科目を除く。）の単位のうち、成績評価が B 以下の授業科目の単位は、無効とする。

以　上